

平成 29 年 1 月 23 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 6 件（うち再許可等特保 1 件）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 安藤、飯野、江上

TEL : 03-3507-9222（直通）

FAX : 03-3507-9292

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(1件)

通し番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	キリン メッツ スパークリングウォーター	キリンビバレッジ株式会社	炭酸飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	本品は、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させる難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食後の血中中性脂肪の上昇を穏やかにすることで、脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	・多量に摂取することにより、疾病が治癒するものではありません。 ・飲みすぎ、あるいは体質・体調により、おなかがゆるくなることがあります。	お食事の際に1本(480ml)、1日1回を目安にお飲みください。	特保	H29.1.23	1691
2	コカ・コーラ プラス	日本コカ・コーラ株式会社	炭酸飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	お食事の際に1本(470ml)、1日1回を目安にお飲みください。	特保	H29.1.23	1692
3	スプライト エクストラ	日本コカ・コーラ株式会社	炭酸飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	お食事の際に1本(470ml)、1日1回を目安にお飲みください。	特保	H29.1.23	1693
4	ヘルシア 果実のひとつき グレープ	花王株式会社	炭酸飲料	茶カテキン	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	1本を目安にお飲みください。	特保	H29.1.23	1694
5	ヘルシア 果実のひとつき オレンジ	花王株式会社	炭酸飲料	茶カテキン	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	1本を目安にお飲みください。	特保	H29.1.23	1695
6	スタイルワンおさかなソーセージ75g	日本水産株式会社	フィッシュソーセージ	カルシウム	この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません。	一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありません。医師の治療を受けている人は、医師に相談してください。	1日あたり1本(75g)を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	H29.1.23	1696

※ 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号より)